

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成25年(2013年)4月22日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 4月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 4月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】臨時報告書に虚偽記載等のある上場株式を市場で取得した投資者の損害額は,その取得価額と市場での処分価額との差額を基礎に虚偽記載等に起因しない市場価額の下落分を控除して算定すべきとし,原審に差し戻した事例(平成24年12月21日最高裁)

【2】土地区画整理事業区内の土地の買主が,売買後に土地区画整理組合から賦課金を課された場合において,上記売買の当時買主が賦課金を課される可能性が存在していたことをもって上記土地に民法570条にいう瑕疵があるとはいえないとされた事例(平成25年3月22日最高裁)

【3】Y銀行と顧客X間で金利スワップ取引契約を締結した際,(a)中途解約時の清算金の具体的な算定方法(b)先スタート型とスポットスタート型の利害得失(c)固定金利のリスクヘッジについて説明がなくともYに説明義務違反があったとはいえないとされた事例(平成25年3月26日最高裁)

【4】建物の地下1階部分を賃借して店舗を営む者が,建物の所有者承諾の下に1階部分の外壁等に看板等を設置していたが,建物の譲受人がこれの撤去請求をしたところ,これが権利の濫用に当たるとされた事例(平成25年4月9日最高裁)

【5】継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約が過払金充当合意を含む場合には特段の事情がない限り,まず過払金について発生した民法704条前段所定の利息を新たな借入金債務に充当し,次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきであるとされた事例(平成25年4月11日最高裁)

【6】Y社の輸入販売した抗がん剤イレッサ錠250を服用後,間質性肺炎を発症して死亡した肺癌患者らの遺族Xらが,同剤添付文書の副作用の記載が不適切であったなどとしてYに製造物責任法3条に基づき損害賠償を求めたが,Xの請求が認められなかった事例(平成25年4月12日最高裁)

【7】保険金の支払事由を「被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被ったこと」と定めている傷害保険普通保険約款において,吐物の誤嚥は「外来の事故」に該当するとされた事例(平成25年4月16日最高裁)

【8】Xは証券会社Yから仕組債の一種を代金1億円で購入したところ約6300万円の損失を被った。これに対しXは適合性原則違反,説明義務違反,断定的判断の提供,売却指示義務違反を理由に損害賠償等を求めたが,原審,控訴審においてもその請求が棄却された(平成23年11月25日広島高裁)

【9】亡A及びX1が証券会社Y1と行った仕組債の取引で,X1と亡Aの相続人らが,Y1と購入資金を預け入れていたY2銀行の各従業員の勧誘行為は適合性原則及び説明義務に違反するとして損害賠償等を求めたが原審,控訴審とも棄却された(平成23年12月22日東京高裁)

【10】賃借人が,賃料増額請求を争いつつも旧賃料及び増額分の一部を支払っていたところ,確定判決で増額の一部のみが認容され,総額で賃借人の過払いとなった事例で,賃貸人は悪意の受益者として過払賃料受領の時から5%の利息を支払うべきとされた事例(平成24年11月28日東京高裁)

【11】XはB社の従業員を通じてY社の未公開株を購入したが上場間近は虚偽で,Xは200万円の購入額相当の損害賠償をYに請求した。Y社は自社の未公開株の勧誘行為を容認し,その販売活動の中止も働きかけていないなど,共同不法行為が成立するとしXの請求を認容(平成23年10月4日東京地裁)

【12】原告らは被告Aらとの間で債務弁済調停を成立させたが,調停に先立つAの信託設定について錯誤があり調停条項のうちAらの債務を一部免除する条項が錯誤無効であることの確認を求めたが,要素の錯誤を認めず請求が棄却された事例(平成24年5月31日東京地裁)

【13】1ヶ月分相当額の契約更新料の支払、明渡が遅延した場合、賃料相当額の2倍の損害賠償額等を定めた不動産業者の賃貸借契約書につき、特定非営利活動法人消費者機構日本が消費者契約法に基づき契約書用紙の破棄等の差止を求めたが、請求が棄却された事例(平成24年7月5日東京地裁)

【14】町議会議員発行の広報誌で町政批判を行ったところ、町が町議に損害賠償を請求(本訴)、町議は町の提訴は不当訴訟として損害賠償を請求した(反訴)。本訴を棄却し、必要性に乏しい提訴は表現の自由、政治活動の自由を委縮させるとして反訴の一部を認容した(平成24年7月31日高知地裁)

【15】適格消費者団体である原告が不動産賃貸業の被告に賃貸借契約書の条項が消費者契約法に反するとして、同契約書による意思表示の差止、契約書用紙の破棄等を求め、後見開始等を原因とする解除条項のみが差止容認、該当する契約書用紙破棄が命じられた事例(平成24年11月12日大阪地裁)

【16】特許権侵害に基づく原告に対する損害賠償請求権を被告が有しないことの確認を原告が求めた事案であって、被告による損害賠償請求権の行使が権利の濫用に当たるか否か等が争点となり、原告の請求が認容された事例(平成25年2月28日東京地裁)

(知的財産)

【17】特許出願人の原告が拒絶査定不服審判の拒絶審決の取消を求めた事案。強筋肉剤、抗脳梗塞後遺症剤等との特定がなされている本願発明と「環境ホルモンの排出を著しく促進する組成物」である引用発明との相違点に関する判断の誤り等が争われ審決が取消された事例(平成25年3月27日知財高裁)

【18】日本車輛を営業表示とする控訴人が日本車両リサイクル株式会社の商号の被控訴人にその表示の差止めを求めた事案。両社の業務内容に関連性があり、密接な関係、系列等の関係が存すると誤信させるおそれがあるとして原判決を取消し控訴人の請求を認容した事例(平成25年3月28日知財高裁)

(民事手続)

【19】債権差押申立等につき、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とし、その店舗が複数の時は支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とした順位付けを不適法とした却下決定につき、特別抗告、許可抗告の申立棄却された事例(平成25年1月17日最高裁)

【20】監護親に対し非監護親が子と面会交流をすることを許さなければならないと命ずる審判につき、給付が十分に特定されていないとして、間接強制決定をすることができないとされた事例(平成25年3月28日最高裁)

【21】非監護親に対し監護親が子と面会交流要領のとおり面会交流をすることを許さなければならないと命ずる審判に基づき、面会交流の日時、子の引き渡し方法等の特定がされ、間接強制決定をすることができるとされた事例(平成25年3月28日最高裁)

【22】非監護親と子が面会交流をすることを定める調停調書につき、給付が十分に特定されていないとして、間接強制決定をすることができないとされた事例(平成25年3月28日最高裁)

【23】XはYに過払金返還請求訴訟を提訴し、棄却されたため控訴。控訴審中にYが会社更生手続開始決定を受け、Xは同手続終結後、訴訟の受継を申立てたが、Xは債権届出をしていなかった為その請求権は失効したとして、訴訟は係属の実益を失い終了したとされた(平成24年5月30日広島高裁)

【24】物件明細書の敷地所有者は国であったが買受申出時にはこれが建物の所有者に移転していたことを理由として、買受申出人が、売却不許可の申出をした事例。民事執行法75条1項に該当しないとして、原審の売却不許可の決定が取り消された(平成24年9月28日東京高裁)

(刑事法)

【25】刑法208条の2第1項前段の危険運転致死傷罪の正犯者である職場の後輩がアルコールの影響により正常な運転が困難な状態であることを認識しながら車両の発進を了解し、同乗して運転を黙認し続けた行為について、同罪の幫助罪が成立するとされた事例(平成25年4月15日最高裁)

【26】覚せい剤を密輸入した事件について、被告人の故意を認めたが共謀を認めずに無罪とした第1審判決には事実誤認があるとした原判決に、刑訴法382条の解釈適用の誤りはないとされた事例(平成25年4月16日最高裁)

【27】被告は強盗強姦罪で懲役16年に処せられ、その再捜査で起訴され懲役8年に処せられた。併合罪につき同時に裁判した場合の上限は20年だが、別個に裁判したためにそれを超えて処断することになったのは刑法50条の適用を誤り違法として控訴したが棄却された(平成24年5月14日東京高裁)

(公法)

【28】資本金等が一定額以上の法人の事業活動に対し臨時特例企業税を課すことを定める神奈川県臨時特例企業税条例の規定は、地方税法72条の23第1項本文(改正前は72条の14第1項本文)の規定に違反し、無効であるとした事例(平成25年3月21日最高裁)

【29】普通地方公共団体が締結した支出負担行為たる契約が違法であるとしても私法上無効ではない場合における当該契約に基づく債務の履行としてされた支出命令の適法性が争点となり、同命令が財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなることはないと判示(平成25年3月21日最高裁)

【30】建築主事による建築確認は不注意かつ漫然と不適合を看過した場合、国家賠償法1条1項の適用上違法となる

が、本件建築計画のように一級建築士により大臣認定プログラムを用いて構造計算書に偽装が行われていた場合、同法の適用上違法となるとはいえないとされた(平成25年3月26日最高裁)

【31】地方公共団体がし尿及び浄化槽汚泥の積替え保管施設等の用地として土地を賃借する契約において賃料額が私的鑑定の適正賃料の評価額と比較して高額であることを理由に当該契約が違法でありその賃料の約定が無効であるとした原審の判断に違法があるとされた事例(平成25年3月28日最高裁)

【32】水俣病にり患しているか否かの判断は、処分行政庁の裁量に委ねられるべき性質のものではなく「事実認定に属するものであり、医学的知見を含む経験則に照らして全証拠を総合検討して行うものである」とした原審の判断を是認した事例(平成25年4月16日最高裁)

【33】日本国籍を有することの確認訴訟で、国籍法12条は憲法13条14条1項のいずれにも違反しないと判断、国籍法施行規則が書面主義を採用しているが国籍取得の届出をしたい旨の意思表示をした上で書類を全て提示した時点で日本国籍を取得したと認められるとした(平成24年3月23日東京地裁)

【34】水俣病のり患の有無という現在又は過去の確定した客観的事実を確認する行為について、処分行政庁の裁量に委ねられるべき性質のものではないとし、裁判所において申請者の水俣病り患の有無を個別具体的に判断すべきものと解するのが相当と最高裁が判示(平成25年4月16日最高裁)

【35】供託金の還付請求権の帰属で勝訴した原告の払渡請求に対し、同請求権を差押さえていたCは差押債務者から独立した利害関係を有すること等を理由に供託金還付請求について利害関係人にあたり、原告の供託金還付にはCの承諾書等の添付が必要であるとした(平成24年8月27日長崎地裁)

(社会法)

【36】健康食品の製造、販売、輸出入等を業とする原告が、元従業員で原告と競争関係にある会社の取締役であった被告に対し、虚偽の事実の告知、流布を行ったとして損害賠償を求めた事案。原告が被った信用毀損に対する慰謝料200万円、弁護士費用20万円を認定した(平成25年3月28日東京地裁)

(その他)

【37】債務整理に係る法律事務を受任した弁護士は、特定の債権者の債権につき消滅時効の完成を待つ方針を採る場合において、上記方針に伴う不利益等や他の選択肢を説明すべき委任契約上の義務を負うとされた事例(平成25年4月16日最高裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最二判平成24年12月21日 金法1967号110頁

平成22年(受)第1207号 再生債権査定異議事件(破棄差戻)

本件は、東証一部上場企業であったY社の株式を取引所市場で取得したXが、Y社の提出した臨時報告書等に虚偽記載等があったことを理由として、Yの再生手続において、金融商品取引法21条の2に基づく損害賠償債権を再生債権として届出をしたところ、Y社がその全額を認めなかったため、再生債権査定異議訴訟において、上記債権の存否及び額が争われた事件である。1審及び原審は、虚偽記載等がなければXがY社株式を取得することはなかったと認定した上、実際の取得価額と、Y社株式の取得時において虚偽記載がなかったとすれば想定された価額との差額である2615万円をXに生じた損害と査定すべきものとしたが、これに対しYが上告受理を申し立てた。

本判決は、臨時報告書に虚偽記載等がなされている上場株式を取引所市場において取得した投資者が、当該虚偽記載等がなければこれを取得することはなかったとみるべき場合、当該虚偽記載等と相当因果関係のある損害の額は、上記投資者が当該虚偽記載等の公表後、上記株式を取引所市場において処分したときは、その取得価額と処分価額との差額を基礎とし、経済情勢、市場動向、当該上場株式を発行する会社の業績など当該虚偽記載等に起因しない市場価額の下落分を上記差額から控除して、これを算定すべきであるとして、原判決を破棄し、原審に差し戻した。

(2) 最二判平成25年3月22日 最高裁HP

平成23年(受)第1490号 損害賠償等請求事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130322142115.pdf>

(要旨)

土地区画整理事業の施行地区内の土地を購入した買主が売買後に土地区画整理組合から賦課金を課された場合において、上記売買の当時買主が賦課金を課される可能性が存在していたことをもって、上記土地に民法570条にいう瑕疵があるとはいえないとされた事例。

(理由)

本件土地区画整理組合が組合員に賦課金を課する旨の決議が本件売買から数年も経過した後にされたことも併せ考慮すると、本件売買当時においては、賦課金を課される可能性が具体性を帯びていたとはいえず、その可能性はあくまで一般的・抽象的なものにとどまっていたことは明らかである。そして、土地区画整理法の規定によれば、土地区画整理組合が施行する土地区画整理事業の施行地区内の土地について所有権を取得した者は、全てその組合の組合員とされるところ(同法25条1項)、土地区画整理組合は、その事業に要する経費に充てるため、組合員に賦課金を課することができることとされているのであって(同法40条1項)、上記土地の売買においては、買主が売買後に土地区画整理組合から賦課金を課される一般的・抽象的可能性は、常に存在しているものである。

(3) 最三判平成25年3月26日 最高裁HP

平成23年(受)第1496号 損害賠償請求本訴, 受払金請求反訴事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130326144915.pdf>

(要旨)

Y銀行と顧客Xとの間で固定金利と変動金利を交換してその差額を決済するという金利スワップ取引に係る契約を締結した際に、(a)中途解約時において必要とされるかもしれない清算金の具体的な算定方法、(b)先スタート型とスポットスタート型の利害得失、(c)固定金利の水準が金利上昇のリスクをヘッジする効果の点から妥当な範囲にあることについて、説明していなかったとしても、Yに説明義務違反があったとはいえないとされた事例。

(理由)

本件提案書には、本件各契約がYの承諾なしに中途解約をすることができないものであることに加え、Yの承諾を得て中途解約をする場合にはXが清算金の支払義務を負う可能性があることが明示されていたのであり、Yに、それ以上に、清算金の具体的な算定方法について説明すべき義務があったとはいえない。また、Xは、Yから先スタート型の金利スワップ取引の説明を受け、自らこれを承諾したのであって、Yに、それ以上に、先スタート型とスポットスタート型の利害得失について説明すべき義務があったともいえない。さらに、本件取引は上記のような単純な仕組みのものであって、本件各契約における固定金利の水準が妥当な範囲にあるか否かというような事柄は、Xが自ら判断すべき性質のものであり、YがXに対してこれを説明すべき義務があったものとはいえない(法務速報143号3番と同旨)。

(4) 最三判平成25年4月9日 最高裁HP

平成24年(受)第2280号 建物明渡等請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130409111643.pdf>

(要旨)

建物の地下1階部分を賃借して店舗を営む者Yが建物の所有者の承諾の下に1階部分の外壁等に設置していた看板等につき、建物の譲受人Xによる撤去請求が権利の濫用に当たるとされた事例。

(理由)

本件看板等は、本件建物部分における本件店舗の営業の用に供されており、本件建物部分と社会通念上一体のものとして利用されてきた。Yにおいて本件看板等を撤去せざるを得ないこととなると、本件建物周辺の繁華街の通行人らに対し本件建物部分で本件店舗を営業していることを示す手段はほぼ失われることになり、その営業の継続は著しく困難となることが明らかであって、Yには本件看板等を利用する強い必要性がある。他方、上記売買契約書の記載や、本件看板等の位置などからすると、本件看板等の設置が本件建物の所有者の承諾を得たものであることは、Xにおいて十分知り得た。また、Xに本件看板等の設置箇所の利用について特に具体的な目的があることも、本件看板等が存在することによりXの本件建物の所有に具体的な支障が生じることもうかがわれない。

(5) 最一判平成25年4月11日 最高裁HP

平成22年(受)第1983号 不当利得返還請求事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130411110744.pdf>

(要旨)

継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約が過払金充当合意を含む場合には、特段の事情がない限り、まず過払金について発生した民法704条前段所定の利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきである。

(理由)

過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、過払金について発生した法定利息を過払金とは別途清算するというのが当事者の合理的な意思であるとは解し難い。

(6) 最三判平成25年4月12日 最高裁HP

平成24年(受)第293号 損害賠償請求事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130412154718.pdf>

(要旨)

Yが平成14年7月に厚生労働大臣の輸入承認を得て輸入販売した抗がん剤「イレッサ錠250」(以下「イレッサ」という。)を服用後、間質性肺炎を発症して死亡した末期の肺がん患者らの遺族であるXらが、イレッサには添付文書における副作用の記載が不適切であるなど製造物責任法2条2項に規定する欠陥があり、そのために上記患者らは死亡したものであるなどとして、Yに対し、同法3条に基づき損害賠償を求める事案において、Xらの請求が認められなかった事例。

(理由)

医薬品は、その性質上、有害な副作用が生ずることを避け難い特性があるとされているところであり、副作用の存在をもって直ちに製造物として欠陥があるということとはできない。医療用医薬品について、引渡し時点で予見し得る副作用の危険性が添付文書によりその処方者等である医師に十分明らかにされているといえない場合には、製造物責任法2条2項に規定する欠陥がある。

イレッサの通常想定される処方者ないし使用者である肺がんの治療を行う医師は、一般に抗がん剤には間質性肺炎の副作用が存在し、これを発症した場合には致命的となり得ることを認識しており、本件添付文書の記載を閲読した場合には、イレッサには他の抗がん剤と同程度の間質性肺炎の副作用が存在し、イレッサの適応を有する患者がイレッサ投与により間質性肺炎を発症した場合には致命的となり得ることを認識するのに困難はなかったことは明らかであるから欠陥があったとはいえない。

(7) 最三判平成25年4月16日 最高裁HP

平成23年(受)第1043号 傷害保険金等請求事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130416111315.pdf>

(要旨)

保険金の支払事由を、「被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に傷害を被ったこと」と定めている傷害保険普通保険約款において、吐物の誤嚥は「外来の事故」に該当するとされた事例。

(理由)

本件約款上の、「外来の事故」とは、その文言上、被保険者の身体の外からの作用による事故をいうものであると解される(最高裁平成19年(受)第95号同年7月6日第二小法廷判決・民集61巻5号1955頁参照)。本件約款において、保険金の支払事由である事故は、これにより被保険者の身体に傷害を被ることのあるものとされているのであるから、本件においては、被保険者の窒息をもたらした吐物の誤嚥がこれに当たるといふべきである。そして、誤嚥は、嚥下した物が食道ではなく気管に入ることをいうのであり、身体の外からの作用を当然に伴っているのであって、その作用によるものといふべきであるから、本件約款にいう外来の事故に該当すると解することが相当である。この理は、誤嚥による気道閉塞を生じさせた物がもともと被保険者の胃の内容物であった吐物であるとしても、同様である。

(8) 広島高判平成23年11月25日 金法1966号115頁

平成23年(ネ)第348号 損害賠償請求控訴事件(控訴棄却)

Xは、証券会社Yの従業員Aの勧誘を受けて、仕組債の一種であるノックインブット・エクイティリンク債を代金1億円で購入したところ、当該取引により6335万8256円の損失が生じた。本件は、Xが、Yに対し、Aの勧誘行為について、適合性原則違反、説明義務違反、断定的判断の提供、売却指示義務違反の違法があったとして、使用者責任に基づき、上記損失額及び弁護士費用相当額の損害賠償を求めるとともに、公序良俗違反、錯誤、詐欺、消費者契約法4条所定の事由に該当する無効・取消原因があったとして、上記損害賠償と同額の不当利得の返還を求めた事案である。原審がXの請求を棄却したため、これを不服とするXが控訴した。

本判決は、適合性原則違反の主張について、投資家側の事情として、Xが20年以上にわたって信用取引を含む証券取引の経験や、その経験から伴う商品知識を有しており、上記仕組債のリスクを理解することが可能であったこと、Xは安定性を求める資産については別途定期預金等で運用しており、証券取引についてはリスクを容認していたこと、Xの金融資産は3億円程度あり満期償還額がゼロとなる可能性を踏まえても本件の取引がXの資金力等の事情に合致しないものではないことなどを認定し、この主張を認めなかった。また、説明義務違反の主張について、AのXに対する交付資料及び説明の内容を特定した上で、Xが上記仕組債を購入する際にリスク判断をするのに必要な事項について説明したとして、この主張についても認めなかった。なお、断定的判断の提供、売却指示義務違反、公序良俗違反、錯誤、詐欺、消費者契約法4条の主張についても、そのような事情は認められないなどとして、いずれも否定した。

(9) 東京高判平成23年12月22日 金法1967号126頁

平成23年(ネ)第5955号 損害賠償等請求控訴事件(控訴棄却)

本件は、亡A及びX1が証券会社Y1との間で行った仕組債の取引について、X1と亡Aの相続人であるX2及びX3が、Y1と購入資金を預け入れていたY2銀行の各従業員の勧誘行為は、適合性原則及び説明義務に違反する違法なものであるとして、共同不法行為による損害賠償請求権に基づき、Y1に対し、上記仕組債の購入額と償還時の償還株式の時価及び償還された現金の合計額との差額に相当する金員の支払い等を求めた事案である。なお、原審では、上記請求を予備的請求とし、主位的請求として意思表示の不一致による契約不成立、錯誤無効、詐欺取消を原因とする不当利得返還等も請求されていたが、いずれも棄却されたところ、Xらが予備的請求を排斥した部分を不服として控訴したものである。

本判決は、適合性原則違反の点につき、上記仕組債購入の勧誘がなされた当時、亡Aは90歳、X1は86歳であり、上記仕組債は損失を被った場合の額が大きくなるものであるから、Y1が両名に上記仕組債を勧誘するにあたっては慎重にその理解力や判断能力を見極めなければならなかったが、亡Aは大手予備校の理事長を務め、X1はその関連会社の代表取締役を務め、ともに高度の経営判断を要する業務に関わり、また、両名はいずれも株式取引等の経験を有していること、亡Aは上記仕組債について償還される株式の時価評価額は元本の半分程度であるとの報告を受けた際も格別不満を述べず償還される株式の受領に係る手続書類を作成していること、亡Aは約150億円の資産を有し、X1も約10億円の資産を有していたことに鑑みれば、亡A及びX1が上記仕組債を購入することにつき、適合性がなかったとすることはできないとした。また、説明義務違反の点につき、Y1の従業員は、亡A及びX1に対し、アナリストレポートに基づき、対象銘柄に係る会社(国内大手金融機関)の業績、業績予測等について説明していたことが認められる上、亡A及びX1が上記仕組債を購入した当時、サブプライムローン問題が株価にどのような影響をもたらすかは必ずしも明らかでなく、当該会社の経営への影響も軽微であるなどの状況の中では、上記仕組債の販売に際して、Y1にサブプライムローン問題が我が国の大手金融機関の株価にどのような影響をもたらすかについて説明する義務があったというXらの主張は採用することはできないとした。

(10) 東京高判平成24年11月28日 判例時報2174号46頁

平成24年(ネ)第3589号 精算金請求控訴事件(控訴棄却、控訴審における追加的請求一部認容・一部棄却(上告・上告受理申立))

借家契約において、賃貸人が賃料増額請求をしたことに対し、賃借人が同請求を争いつつも、従来通りの賃料に加

えて請求された増額分の一部を支払っていたところ、後日の確定裁判においてその増額の一部のみが正当とされ、トータルとして賃借人の支払額が過払いとなり、賃借人から貸借人に対し返還請求等がなされた事案において、(a)貸借人が返還すべき過払金について、借地借家法32条2項及び3項は、同過払金の返還につき直接規定するものではなく、同条の趣旨からしても類推適用されない
(b)同過払金の受領につき貸借人が民法704条の悪意の受益者にあたり、受領時から年5%の割合による利息が付されると解すべきである
(c)貸借人が返還すべき過払金の金額算定に関し、過払金をその後に支払期の到来する賃料に充当することなどを内容とする合意が成立していたと認められる
等と各判示し、同充当計算の結果返還額及び遅延損害金の請求を認めた事例。

(11) 東京地判平成23年10月4日 判例タイムズ1385号205頁

平成22年(ワ)第40949号損害賠償請求事件(一部却下、一部認容・確定)

Xは、B社の従業員から、Y社の未公開株(グリーンシート銘柄以外の未公開株式。日本証券業協会で取引禁止の自主規制)が上場間近であり購入すれば確実に利益を得られると勧誘され、投資事業組合Cに対し、正常な価格(1株25000円程度)に比して不当に高額な代金(1株40万円で5株200万円)を支払ったが、上場間近というのは虚偽であったため、同代金相当額について損害を被ったとして、Y社に対し損害賠償を請求した。本判決は、Y社とC組合は人的・事業的に密接な関係があり、B社とC組合は共同して未公開株販売活動を行っているため、B社は、Y社が上場しないことや1株40万円もしないこと等を認識しており、B社の販売活動は故意の詐欺行為であり、C組合と共同不法行為が成立するとした。その上で、Y社も、C組合と密接な関係があるので、B社及びC組合による自社の未公開株の勧誘行為を認識していたといえ、同株が取引の自主規制がなされていること、1株25000円程度の価値しかないこと、上場の具体的予定がないことも認識していたことからすれば、上記勧誘行為が違法であることを認識しており、にもかかわらず、Y社において販売活動の中止を働きかけていないことは、これを容認し加担していたものといえ、共同不法行為が成立するとし、Xの請求を認容した。

(12) 東京地判平成24年5月31日 判例タイムズ1385号158頁

平成22年(ワ)第19690号調停和解一部無効確認請求事件(請求棄却・確定)

原告らは、被告Aらとの間で債務弁済調停を成立させたが、(a)Aは、調停に先立ち信託設定により譲渡した保有資産について実質的な支配権を有していたが、調停当時明らかにされておらず、Aの資産状況について錯誤があった、(b)Aの信託設定の事実是不当な財産減少行為であり、これを原告らに開示していないことから錯誤があった、として、調停条項のうち被告らの債務を一部免除する条項が無効であることの確認を求めた。本判決は、(a)Aによる信託財産に対する影響力の行使はその効果が保証されたものではなく、調停時に信託設定された財産を実質的に保有していたとは言えないので、錯誤があったとは言えない、(b)債務免除の意思表示における動機の錯誤の問題であるところ、被告らが過去に行った財産処分行為の有無及びその内容の正当性は、調停に至る交渉過程で殊更に問題とされたものではなく、信託設定が調停成立の相当以前に行われたものであることも考慮すれば、Aが本件信託設定のような責任財産減少行為を行っていないことが、調停における原告らの債務免除の意思表示の前提として、明示的又は黙示的に表示されたものとは言えず、要素の錯誤にはあたらないとして、請求を棄却した。

(13) 東京地判平成24年7月5日 判例時報2173号135頁

平成22年(ワ)第33711号 消費者契約法12条に基づく差止請求事件 棄却(控訴)

不動産賃貸業等を営むYは、不特定かつ多数の消費者との間で締結又は更新する際に使用している賃貸借契約書において、契約が2年間更新されるに際して1ヶ月分相当額の更新料の支払を定めた条項、契約が終了したにもかかわらず明渡しが遅延した場合に明渡し完了までの期間について賃料等の相当額の2倍の損害賠償額の予定を定めた条項、明渡しの遅延により賃料等1ヶ月分相当額を上回る損害が特別に発生した場合に、これを特別損害分として本件倍額賠償予定に基づく損害金に加えて賠償しなければならない条項等を規定していた。特定非営利活動法人消費者機構日本は、それらの条項が消費者契約法9条1号及び10条に規定する消費者契約の条項にあたり無効であるととして同法12条3項に基づき契約書用紙の破棄等の差止を求めた。

本判決は、更新料は主として賃貸借契約を継続するための対価として支払われるものとされているから契約期間中に賃借人の責めに帰すべからざる事由によって契約が終了した場合でも返還されない旨定められているからといって、契約解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であると解することはできないとし9条1号により無効であるとは認められず、その額が高額に過ぎるものと認めることはできない等の理由により10条により無効とは認められないとした。また損害賠償予定条項については契約の解除に伴う損害に関する条項ではないと解すべきで9条1号により無効であるとは認められず、契約終了後も任意の明渡しが行われない場合に強制執行手続等に要する費用は月額賃料の倍を超えることが少なくないことが容易に推定されるなど賠償額の予定を月額賃料に

比例させることにも一定の合理性があること等を理由に10条により無効とすることはできないとして請求を棄却した。

(14)高知地判平成24年7月31日 判例タイムズ1385号181頁

平成23年(ワ)第176号 謝罪広告等本訴請求,損害賠償反訴請求事件(請求棄却(本訴)・一部認容(反訴)・確定)

高知県西部の町議会議員が私的に発行する広報誌に町政執行の批判記事を掲載したところ,町が原告となって,町の名譽を毀損された等として,掲載に関与した町議会議員Yらに対し損害賠償等を請求した(本訴)。これに対しYらは,町長は反町長派の議員の政治的言論を封じ込める目的で敢えて選挙直前に裁判制度を悪用して本訴を提起しており不当訴訟であるとして損害賠償を請求した(反訴)。本判決は,本件記事は公共事業の入札に不正があった可能性を示唆するという行政執行に対する強い批判を含んでおり,前提となったY1の認識に明白な事実誤認があるとしつつ,住民自治の観点から町政執行が町民を代表する議員の監視のもと相応の批判を受けるのは当然とし,本件記事掲載の動機,経緯,影響,表現等を考慮し,社会通念上町政批判の範囲を逸脱するものではないとして本訴請求を棄却し,他方,名譽毀損を理由に安易に損害賠償請求をする場合には,YらがXを自由に批判することに萎縮的效果が生じ,表現の自由や政治活動の自由に対する制約になりかねず,損害賠償請求するにはきわめて高い必要性や相当性が認められなければならないが,本件ではそのような必要性は乏しい等として,不当訴訟にあたり,反訴の一部(被告らに対し各11万円)を認容した。

(15)大阪地判平成24年11月12日 判例時報2174号77頁

平成23年(ワ)第13904号 契約解除意思表示差止等請求事件(一部認容,一部棄却(控訴))

適格消費者団体である原告が,不動産賃貸業を営む事業者である被告に対し,被告の使用する賃貸借契約書の条項が消費者契約法9条各号又は10条に該当するとして,同法12条3項に基づき,同契約書による意思表示の差止,契約書用紙の破棄等を求めた事案において,契約条項のうち,「後見開始又は保佐開始の審判や申立があったとき」に解除を認める条項については同法10条に該当するとして意思表示の差止が認められ,この意思表示の記載がある契約書ひな形が印刷された契約書用紙の破棄が命じられたが,その余の解除条項,建物明渡義務の履行を遅滞した場合の損害金を賃料の2倍とした条項,定額の催告手数料を借入人の負担とする条項及び定額のクリーンアップ代を借入人の負担とする条項については同法9条及び10条のいずれにも該当しないとして差止が認められなかった事例。

(16)東京地判平成25年2月28日 裁判所HP

平成23年(ワ)第38969号 債務不存在確認請求事件 特許権 民事訴訟

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130325133658.pdf>

特許権侵害に基づく原告に対する損害賠償請求権を被告が有しないことの確認を原告が求めた事案であって,被告による損害賠償請求権の行使が権利の濫用に当たるか否か等が争点となり,原告の請求が認容された事案。

我が国の民法には,契約締結準備段階における当事者の義務について明示した規定はないが,契約交渉に入った者同士の間では,一定の場合には,重要な情報を相手方に提供し,誠実に交渉を行うべき信義則上の義務を負うものと解するのが相当である。本件事案では,遅くとも,アップル社が,平成24年3月4日付け書簡で被告に対し,被告がUMTS規格に必須であると宣言した本件特許を含む日本における三つの特許に関するFRAND条件でのライセンス契約の申出をした時点で,アップル社から被告に対するFRAND条件によるライセンスを希望する具体的な申出がされたものと認められ,アップル社と被告は,契約締結準備段階に入り,上記信義則上の義務を負うに至ったものというべきである。

被告は,アップル社の再三の要請にもかかわらず,アップル社において被告の本件ライセンス提示又は自社のライセンス提案がFRAND条件に従ったものかどうかを判断するのに必要な情報(被告と他社との間の必須特許のライセンス契約に関する情報等)を提供することなく,アップル社が提示したライセンス条件について具体的な対案を示すことがなかったものと認められるから,被告は,UMTS規格に必須であると宣言した本件特許に関するFRAND条件でのライセンス契約の締結に向けて,重要な情報をアップル社に提供し,誠実に交渉を行うべき信義則上の義務に違反したものと認めるのが相当である。

以上のとおり,被告が,原告の親会社であるアップル社に対し,本件FRAND宣言に基づく標準規格必須宣言特許である本件特許権についてのFRAND条件でのライセンス契約の締結準備段階における重要な情報を相手方に提供し,誠実に交渉を行うべき信義則上の義務に違反していること,かかる状況において,被告は,本件口頭弁論終結日現在,本件製品について,本件特許権に基づく輸入,譲渡等の差止めを求める本件仮処分の申立てを維持していること,被告のETSI(欧州電気通信標準化機構)に対する本件特許の開示(本件出願の国際出願番号の開示)が,被告の3GPP規格の変更リクエストに基づいて本件特許に係る技術(代替的Eビット解釈)が標準規格に採用されてから,約2年を経過していたこと,その他アップル社と被告間の本件特許権についてのライセンス交渉経過において現れた諸事情を総合すると,被告が,上記信義則上の義務を尽くすことなく,原告に対し,本件製品について本件特許権に基づく損害賠償請求権を行使することは,権利の濫用に当たるものとして許されないというべきである。

【知的財産】

(17)知財高判平成25年3月27日 裁判所HP

平成24年(行ケ)第10284号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130404100854.pdf>

特許出願人である原告が、拒絶査定不服審判の拒絶審決の取り消しを求めた事案であり、「強筋肉剤、抗脳梗塞後遺症剤、抗運動麻痺剤、抗喘息剤、抗視力減退剤、抗機能性心臓障害剤、または、抗痴呆症剤」との特定がなされている本願発明と「環境ホルモンの排出を著しく促進する組成物」である引用発明との相違点に関する判断の誤り等が争点になり、審決が取り消された事案。

本願発明である「A.シムノールまたはシムノール硫酸エステル、B.大豆イソフラボンまたは大豆イソフラボン配糖体、C.クルクミンのA、B及びCの成分を含むことを特徴とする強筋肉剤、抗脳梗塞後遺症剤、抗運動麻痺剤、抗喘息剤、抗視力減退剤、抗機能性心臓障害剤、または、抗痴呆症剤。」に対して、引用例1には、実施例においてシムノールサルフェート、ダイズイン等を含む健康食品で、環境ホルモンの排出が促進されたことが記載されるが、アルツハイマー病、加齢による認識記憶喪失、痴呆、喘息、心臓疾患、運動障害、運動麻痺及び筋肉の引きつり等に対する効果を示唆する記載はない。また、引用例2ないし4には、大豆イソフラボン等が、アルツハイマー病、加齢による認識記憶喪失、痴呆、喘息及び心臓疾患等に効果があり、甲6には、コクダイズが運動障害、運動麻痺及び筋肉の引きつり等に効果があり得ることが開示されているといえるが、いずれも引用例1記載の課題と共通する課題、とりわけ、生体に有害な環境ホルモンなどの体外への排出を高める作用について記載しているとは認められない。

そうすると、引用例1に接した当業者は、引用発明に含まれるダイズインが、環境ホルモン排出促進と関連性のない生理的作用を有することにまで、容易に想到するとは認められない。そして、当業者にとって、引用例2ないし4及び甲6に記載される効果が、環境ホルモン排出促進ないしこれと関連性のある生理的作用であると認めるに足りる証拠はないから、当業者が、引用例1の記載から、ダイズインが、上記の各効果をも有することに容易に想到すると認めることはできない。

これに対し、被告は、ダイズインのアグリコンであるダイゼイン等の大豆イソフラボンがアルツハイマー病、加齢による認識記憶喪失、痴呆、喘息及び心臓疾患の処置に有効であることが公知であり、ダイズインを有効成分とする大豆には、脳梗塞後の運動障害、運動麻痺、及び筋肉の引きつりに効果があり、また視力を良くする効果もあることが周知であることから、ダイズインを含む引用発明の組成物の具体的用途として、「強筋肉剤、抗脳梗塞後遺症剤、抗運動麻痺剤、抗喘息剤、抗視力減退剤、抗機能性心臓障害剤、または、抗痴呆症剤」といったものをさらに特定することは、当業者が格別の創意なくし得る旨主張する。しかし、引用発明は、津液作用を有する生薬のエッセンス及びその活性成分と補血・活血作用を有する生薬のエッセンスとを組み合わせる使用することにより、課題を解決しようとするものであるから、引用例1に接した当業者が、引用発明の1成分にすぎないダイズインにことさらに着目することの動機づけを得るとはいえない。そうすると、たとえ、引用例2ないし4及び甲6により、大豆イソフラボンないし大豆が被告主張の効果を有することが周知ないし公知といえるとしても、当業者において、引用発明から出発して、当該周知ないし公知の知見を考慮する動機づけがあるとはいえず、相違点に係る本願発明の構成に想到することが容易であるとはいえない(まして、本願発明は、引用発明の組成物に加えてクルクミンを含むものであるところ、そのような3成分を含む組成物について、強筋肉剤等の用途が容易想到であることの理由も明らかでない。)

したがって、引用例1には、引用例2ないし4及び周知の事項を組み合わせ、相違点に係る本願発明の構成とすべき動機づけが示されていないとして、相違点に関する審決の判断は誤りである旨の原告の主張は理由がある。

(18)知財高判平成25年3月28日 裁判所HP

平成24年(ネ)第10067号 不正競争行為差止請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成23年(ワ)第7924号)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130410094414.pdf>

被控訴人の商号(日本車両リサイクル株式会社)が、控訴人の著名な営業表示(日本車輛)と類似し(不正競争防止法2条1項2号)、又は、被控訴人の周知の営業表示と類似し、控訴人の営業と混同を生じさせる(同項1号)として、同法3条1項に基づき、当該商号の使用の差止めを求めるとともに、同条2項に基づき、当該商号の抹消登記手続を求める事案で、「日本車両」との表示(控訴人表示)が控訴人の営業であることを示す表示として、著名であると認めることはできないし、需要者の間に広く認識されているとも認められないとして、控訴人の請求を棄却した原判決を不服とした控訴審。

控訴人は、創業100余年を数え、その主要事業である車両製造の分野では、国内最大手の会社であり、控訴人に関する新聞記事でも、控訴人の表示として、控訴人表示を用いたものが多数あることなどからすると、控訴人表示は、控訴人の営業表示として、控訴人の商品又は営業の取引者、需要者のほか、広く一般の国民にも認識されており、遅くとも被控訴人が設立された平成21年6月までには、少なくとも周知性を獲得していたといえることができる。不正競争防止法2条1項1号にいう「混同を生じさせる行為」とは、他人の周知の営業表示と同一又は類似のものを使用する者が同人とその他人

とを同一営業主体として誤信させる行為のみならず、両者間にいわゆる親会社、子会社の関係や系列関係など緊密な営業上の関係が存するものと誤信させる行為をも包含し、混同を生じさせる行為というためには両者間に競争関係があることは要しないと解される(最高裁昭和56年(オ)第1166号同59年5月29日第三小法廷判決・民集38巻7号920頁,最高裁平成7年(オ)第637号同10年9月10日第一小法廷判決・裁判集民事189号857頁参照)が、被控訴人の商号「日本車両リサイクル株式会社」と控訴人表示は、全体として類似するものと認められ、また、被控訴人の事業は車両の解体、リサイクルであり、他方、控訴人の主たる事業は鉄道車両の製造、販売であって、その業務内容には密接な関連性があるものと認められるから、控訴人と被控訴人との間にいわゆる親会社、子会社の関係や系列などの緊密な営業上の関係が存すると誤信させるおそれがあることは明らかであるとして、原判決を取り消し、控訴人の本訴請求をいずれも認容した。

【民事手続】

(19) 最一決平成25年1月17日 金法1966号110頁

平成24年(ク)第1341号,同(許)第46号 債権差押命令及び転付命令申立却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する特別抗告及び許可抗告事件(抗告棄却)

債権者Xは、執行力ある判決正本を債務名義として、債務者の第三債務者である金融機関に対する預金債権の差押え及び転付命令を申し立てたが、差押債権を表示するにあたり、第三債務者の具体的な店舗を特定することなく、「複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする。なお、預金債権額合計の最も大きな店舗が複数あるときは、そのうち支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とする」として順位付けする方法を用いた。これに対し、原々審、原審が、差押債権が特定されていないから民事執行規則133条2項に反して不適法であるとして、上記債権差押命令及び転付命令申立を却下すべきものとしたため、さらにXが特別抗告及び許可抗告を申し立てたがいずれも棄却された事例。

(20) 最一決平成25年3月28日 最高裁HP

平成24年(許)第41号 間接強制決定に対する抗告審の取消決定等に対する許可抗告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130401160937.pdf>

(要旨)

監護親に対し非監護親が子と面会交流をすることを許さなければならないと命ずる審判に基づき間接強制決定をすることができないとされた事例

(理由)

本件審判の条項は、1箇月に2回、土曜日又は日曜日に面会交流をするものとし、また、1回につき6時間面会交流をするとして、面会交流の頻度や各回の面会交流時間の長さは定められているといえるものの、長男及び二男の引渡しの方法については何ら定められてはいない。そうすると、本件審判においては、相手方がすべき給付が十分に特定されているとはいえないから、本件審判に基づき間接強制決定をすることはできない。

(21) 最一決平成25年3月28日 最高裁HP

平成24年(許)第48号 間接強制に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130401161551.pdf>

(要旨)

1 非監護親に対し監護親が子と面会交流をすることを許さなければならないと命ずる審判において、面会交流の日時又は頻度、各回の面会交流時間の長さ、子の引渡しの方法等が具体的に定められているなど監護親がすべき給付の特定に欠けるところがないといえる場合は、上記審判に基づき監護親に対し間接強制決定をすることができる

2 非監護親に対し監護親が子と面会交流要領のとおり面会交流をすることを許さなければならないと命ずる審判に基づき間接強制決定をすることができることとされた事例

(理由)

本件面会交流要領は、(a)面会交流の日程等について、月1回、毎月第2土曜日の午前10時から午後4時までとし、場所は、長女の福祉を考慮して監護親自宅以外の監護親が定めた場所とすること、(b)面会交流の方法として、長女の受渡場所は、監護親自宅以外の場所とし、当事者間で協議して定めるが、協議が調わないときは、JR甲駅東口改札付近とすることなどと定められており、面会交流の日時、各回の面会交流時間の長さ及び子の引渡しの方法の定めにより監護親がすべき給付の特定に欠けるところはない。

(22) 最一決平成25年3月28日 最高裁HP

平成24年(許)第47号 間接強制申立ての却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130401162949.pdf>

(要旨)

非監護親と子が面会交流をすることを定める調停調書に基づき間接強制決定をすることができないとされた事例(理由)

本件調停条項は、面会交流の頻度について「2箇月に1回程度」とし、各回の面会交流時間の長さも、「半日程度(原則として午前11時から午後5時まで)」としつつも、「最初は1時間程度から始めることとし、長男の様子を見ながら徐々に時間を延ばすこととする。」とするなど、それらを必ずしも特定していないのであって、他の条項において、「面接交渉の具体的な日時、場所、方法等は、子の福祉に慎重に配慮して、抗告人(非監護親)と相手方(監護親)間で協議して定める。」としていることにも照らすと、本件調停調書は、非監護親と長男との面会交流の大枠を定め、その具体的な内容は、非監護親と監護親との協議で定めることを予定しているものといえる。そうすると、本件調停調書においては、監護親がすべき給付が十分に特定されているとはいえない

(23) 広島高判平成24年5月30日 判例タイムズ1385号303頁

平成21年(ネ)第512号 不当利得返還請求控訴事件(訴訟終了)

Xは貸金業者Yに対し過払金返還請求訴訟を提訴したが、請求が棄却されたため、控訴したところ、控訴審査理中の平成21年11月30日、Yは会社更生手続開始決定を受け、同22年9月30日に更生手続は終結し、Xは同終結後の同23年1月2日、YについてXY間の訴訟の受継の申立をした。Xの過払金返還請求権が会社更生法204条1項により失権したか否かが争いとなったところ、本判決は、Xは債権届出をしておらず、迅速かつ画一的な処理をすべきこととした会社更生法の趣旨からすれば、提訴をもって債権届出がされたとか、これと同視又は準ずると解することはできないとし、Yは請求債権が存在していることを知りながら敢えて争っているわけではないこと、更生手続開始は公告されること、Xも更生手続開始の事実を知っており権利行使は比較的容易であったこと、知れている更生債権者等への更生手続開始の通知は必要なものではないこと等から、YがXを知れている債権者として扱わずに請求債権の失効を主張することは、信義則に反せず、権利濫用にもあたらないとし、請求権が失効している以上XY間の訴訟は係属の実益を失ったものとして当然に終了している旨(主文1本件訴訟は、被控訴人(Y)の会社更生手続(事件番号省略)において、控訴人(X)が本訴請求債権について債権の届出をしないまま、平成22年7月31日更生計画が認可されたことにより終了した、2原判決は、上記終了により失効した)判示した。

(24) 東京高決平成24年9月28日 金法1967号123頁

平成24年(ラ)第1754号 売却許可決定取消決定に対する執行抗告事件(原決定取消)

借地権付き建物の競売において、最高価買受申出人となったAが、物件明細書には敷地所有者は国とされていたにもかかわらず、買受申出時におけるその所有権が建物の所有者であるBに移転していたことから、民事執行法75条1項に基づき、売却の不許可の申出をした。原審は、売却許可を決定したが、Aがこれに対し執行抗告をしたところ、再度の考案をし、上記売却許可決定を取り消した上、売却を不許可とする決定をした。競売申立人であるXが、再度の考案に基づく上記原決定を不服として執行抗告をしたのが、本件である。

本決定は、Aの法的地位は敷地所有者が国であれBであれ変わりはないこと、上記建物の評価にも影響はないこと、敷地所有者が誰であるかは物件明細書の法定記載事項ではなく、買受人の自己責任の範囲であることなどを指摘して、物件明細書には敷地所有者は国とされていたにもかかわらず、買受申出時におけるその所有権が建物の所有者であるBに移転していたことは、民事執行法75条1項の事由に該当するとはいえず、同項を類推することはできないと判示した。

【刑事法】

(25) 最三決平成25年4月15日 最高裁HP

平成23年(あ)第2249号 危険運転致死傷幫助被告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130418104401.pdf>

(要旨)

刑法208条の2第1項前段の危険運転致死傷罪の正犯者である職場の後輩がアルコールの影響により正常な運転が困難な状態であることを認識しながら車両の発進を了解し、同乗して運転を黙認し続けた行為について、同罪の幫助罪が成立するとされた事例。

(事案)

被告人A・Bは、職場の後輩Cと飲酒し、Cが高度に酩酊した様子を認識し、更に飲酒するため別の場所に向かって自動車(本件車両)で疾走する様子を見て、「あんなに飛ばして大丈夫かな」などと話し、Cの運転を心配するほどであったの

にもかかわらず、さらにCが被告人兩名を本件車両に同乗させて走行させることの了解を求められた折、被告人兩名は了解を与えたところ、Cは時速100ないし120kmで走行させて対向車線に進出させ、対向車2台に順次衝突させて、その乗員のうち2名を死亡させ、4名に傷害を負わせる事故を起こした。被告人兩名は、その間、Cの運転を制止することなく本件車両に同乗し、これを黙認し続けていた。

被告人兩名は危険運転致死傷幫助の罪で起訴された。被告人兩名は、本件車両の運転を了解し、その走行を黙認しただけでは同罪は成立しない等として上告した。

(判断)

刑法62条1項の従犯とは、他人の犯罪に加功する意思をもって、有形、無形の方法によりこれを幫助し、他人の犯罪を容易ならしむるものである(最高裁昭和24年(れ)第1506号同年10月1日第二小法廷判決・刑集3巻10号1629頁参照)ところ、Cが本件車両を運転するについては先輩であり、同乗している被告人兩名の意向を確認し、了解を得られたことが重要な契機となっている一方、被告人兩名は、Cがアルコールの影響により正常な運転が困難な状態であることを認識しながら、本件車両発進に了解を与え、その運転を制止することなくそのまま同乗してこれを黙認し続けたと認められるのであるから、被告人兩名の了解とこれに続く黙認という行為が、Cの運転の意思をより強固なものにすることにより、Cの危険運転致死傷罪を容易にしたことは明らかであって、被告人兩名に同幫助罪が成立するとし、上告を棄却した。

(26) 最三決平成25年4月16日 最高裁HP

平成24年(あ)第167号 覚せい剤取締法違反、関税法違反被告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130418095233.pdf>

(要旨)

覚せい剤を密輸入した事件について、被告人の故意を認めたと共謀を認めずに無罪とした第1審判決には事実誤認があるとした原判決に、刑法382条の解釈適用の誤りはないとされた事例。

(事案)

被告人は、氏名不詳者と共謀の上、営利の目的で覚せい剤を日本国内に輸入しようとして計画し、氏名不詳者において平成22年9月メキシコから覚せい剤を隠匿した段ボールを航空貨物として国際貨物会社の保税蔵置場留め被告人宛てに発送し、日本国内に持ち込み、上記保税蔵置場に到着させたが、税関職員により覚せい剤(約6kg)を発見されたため、本件貨物を受け取ることができなかった。被告人は、本件貨物の発送前に日本に入国し、本件貨物(覚せい剤を無害な物と入れ替えられた物)を引き取って開封したところを、覚せい剤取締法違反(覚せい剤営利目的輸入罪)及び関税法違反(禁制品輸入未遂罪)の罪で逮捕され、同罪で起訴された。

第1審判決(裁判員裁判)は、覚せい剤輸入の故意は認められるが共謀は認められないとして、懲役15年及び罰金800万円、覚せい剤没収の検察官の求刑に対し、無罪を言い渡した。

これに対し、検察官が控訴した。

原判決は、覚せい剤輸入の故意を認定しながら覚せい剤輸入についての暗黙の了解があったことを裏付ける客観的の事情等を適切に裏付ける客観的の事情等を適切に考察することなく共謀の成立を否定したのは経験則に照らし明らかに不合理であり事実誤認があるとして第1審判決を破棄して自判し、被告人を懲役12年及び罰金600万円に処し、覚せい剤を没収した。

これに対し、被告人が上告した。

(判断)

被告人が犯罪組織関係者の指示を受けて日本に入国し覚せい剤が隠匿された輸入貨物を受け取ったという本件において、被告人は輸入貨物に覚せい剤が隠匿されている可能性を認識しながら犯罪組織関係者から輸入貨物の受取を依頼され、これを受け、覚せい剤輸入における重要な行為をして、これに加担することになったといえることから、犯罪組織関係者と共同して覚せい剤を輸入するという意思を暗黙のうちに通じ合っていたものと推認されるのであって、特段の事情がない限り、覚せい剤輸入の故意だけでなく共謀をも認定するのが相当であるとした上、原判決の判断を正当として是認し、上告を棄却した。

(27) 東京高判平成24年5月14日 判例タイムズ1385号308頁

平成24年(う)第40号強盗強姦被告事件(控訴棄却・上告(後上告棄却))

被告人は住居侵入を伴う強盗強姦3件、強姦2件等の犯行により懲役16年に処せられ(別件)、平成17年3月9日から服役中、本件について再捜査が行われ、新たにDNA鑑定が実施される等し、平成23年1月に起訴され、懲役8年に処せられた(本件)。弁護人は、別件と併合罪関係にたつ本件について懲役8年に処した原判決は、本件と別件を同時に裁判した場合の上限である20年を超えて処断した点で刑法50条の適用を誤った違法があるとして控訴したが、本判決は、併合罪について2個以上の裁判があった場合、刑法51条による執行段階での調整が予定されている上、2個以上の有期懲役刑を執行するときには、併合罪の趣旨に鑑み、有期懲役を加重する場合の制限(本件では旧刑法14条により長

期20年)を受けると解されることからすると、刑法50条の解釈としては、更に処断するにあたり、上記のような制限を受けないと解するのが相当であるので、原判決に違法はないとし、控訴を棄却した。

【公法】

(28) 最一判平成25年3月21日 裁判所HP

平成22年(行ヒ)第242号 神奈川県臨時特例企業税通知処分取消等請求事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130321141249.pdf>

資本金等が一定額以上の法人の事業活動に対し臨時特例企業税を課すことを定める神奈川県臨時特例企業税条例の規定は、法人事業税の所得割の課税標準(平成15年法律第9号による地方税法の改正前は法人事業税の課税標準)である所得の金額の計算上過去の事業年度の欠損金額に相当する金額の繰越控除の必要的な適用を定める地方税法72条の23第1項本文(上記改正前は72条の14第1項本文)の規定に違反し、無効であるとした事例。

本件条例は、特例企業税の課税によって各事業年度の所得の金額の計算につき欠損金の繰越控除を実質的に一部排除する効果を生ずる内容のものであり、各事業年度間の所得の金額と欠損金額の平準化を図り法人の税負担をできるだけ均等化して公平な課税を行うという趣旨、目的から欠損金の繰越控除の必要的な適用を定める地方税法の規定との関係において、その趣旨、目的に反し、その効果を阻害する内容のものであって、法人事業税に関する同法の強行規定と矛盾抵触するものとしてこれに違反し、違法、無効である。

(29) 最一判平成25年3月21日 裁判所HP

平成23年(行ツ)第406号 損害賠償等請求事件(破棄自判)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130321155624.pdf>

普通地方公共団体が締結した支出負担行為たる契約が違法であるとしても私法上無効ではない場合における、当該契約に基づく債務の履行としてされた支出命令の適法性が争点となった。

原審は、「支出負担行為が契約であり、それが私法上無効とはいえないものの違法である場合において、支出命令権者が支出負担行為を是正する権限を有するときは、支出命令権者は地方公共団体に対して当該違法な支出負担行為に基づく支出命令を発すべきではないという財務会計法規上の不作為義務を負っており、同義務に違反して発せられた支出命令は違法である」としたが、最高裁は、「普通地方公共団体が締結した支出負担行為たる契約が違法に締結されたものであるとしても、それが私法上無効ではない場合には、当該普通地方公共団体が当該契約の取消権又は解除権を有しているときや、当該契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ、当該普通地方公共団体が当該契約の相手方に事実上の働きかけを真しに行えば相手方において当該契約の解消に尽ずる蓋然性が大きかったというような、客観的にみて当該普通地方公共団体が当該契約を解消することができる特殊な事情があるときでない限り、当該契約に基づく債務の履行として支出命令を行う権限を有する職員は、当該契約の是正を行う職務上の権限を有していても、違法な契約に基づいて支出命令を行ってはならないという財務会計法規上の義務を負うものとはいえず、当該職員が上記債務の履行として行う支出命令がこのような財務会計法規上の義務に違反する違法なものとなることはない」として、本件では、上記のような特殊な事情はないとした。

(30) 最三判平成25年3月26日 最高裁HP

平成22年(受)第2101号 損害賠償請求事件(棄却)

判決文：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130326113312.pdf>

(要旨)

1 建築士の設計に係る建築物の計画についての建築主事による建築確認は、建築主事が職務上通常払うべき注意をもって申請書類の記載を確認していればその記載から当該計画の建築基準関係規定への不適合を発見することができたにもかかわらずその注意を怠って漫然とその不適合を看過した結果当該計画につき建築確認を行ったと認められる場合に、国家賠償法1条1項の適用上違法となる

2 8階建ビジネスホテルの建築計画において、一級建築士により大臣認定プログラムの一つを用いて、構造耐力上主要な部分ごとに計算した長期及び短期の各応力度がそれぞれ長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないこと、各階の剛性率がそれぞれ10分の6以上であることを確かめたものとして作成された構造計算書に偽装が行われていた場合の建築主事による建築確認が国家賠償法1条1項の適用上違法となるとはいえないとされた事例

(31) 最一判平成25年3月28日 裁判所HP

平成23年(行ヒ)第452号 損害賠償等請求住民訴訟事件(破棄差し戻し)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130328142737.pdf>

地方公共団体がし尿及び浄化槽汚泥の積替え保管施設等の用地として土地を賃借する契約において賃料額が私的鑑定の適正賃料の評価額と比較して高額であることを理由として当該契約が違法でありその賃料の約定が無効であるとした原審の判断に違法があるとされた事例。最高裁は、「地方公共団体の長がその代表者として一定の額の賃料を支払うことを約して不動産を賃借する契約を締結すること及びその賃料の額を変更する契約を締結することは、当該不動産を賃借する目的やその必要性、契約の締結に至る経緯、契約の内容に影響を及ぼす社会的、経済的要因その他の諸般の事情を総合考慮した合理的な裁量に委ねられており、当該契約に定められた賃料の額が鑑定評価等において適正とされた賃料の額を超える場合であっても、上記のような諸般の事情を総合考慮した上でなお、地方公共団体の長の判断が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものと評価されるときでなければ、当該契約に定められた賃料の額をもって直ちに当該契約の締結が地方自治法2条14項等に反し違法となるものではないと解するのが相当」とした上、速やかに保管施設等の用地を確保すべき必要性などを認定し、原審の判断を審理不足とした。

(32) 最三判平成25年4月16日 裁判所HP

平成24年(行ヒ)第202号 水俣病認定申請棄却処分取消、水俣病認定義務付け請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130416162309.pdf>

公害健康被害の補償等に関する法律4条2項に基づく水俣病の認定の申請を棄却する処分の取消訴訟における審理及び判断の方法について、客観的事象としての水俣病のり患の有無という現在又は過去の確定した客観的事実を確認する行為について処分行政庁の判断はその裁量に委ねられるべき性質のものではないとし、裁判所において、経験則に照らして個々の事案における諸般の事情と関係証拠を総合的に検討し、個々の具体的な症候と原因物質との間の個別的な因果関係の有無等を審理の対象として、申請者につき水俣病のり患の有無を個別具体的に判断すべきものと解するのが相当であるとした上、要旨「水俣病にり患しているか否かの判断は、事実認定に属するものであり、医学的知見を含む経験則に照らして全証拠を総合検討して行うものである」とした原審の判断を是認した事例。

(33) 最三判平成25年4月16日 裁判所HP

平成24年(行ヒ)第245号 水俣病認定申請棄却処分取消等請求事件(破棄差し戻し)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130416163859.pdf>

原審は、水俣病認定に係る処分行政庁の裁量判断が処分時当時の医学水準に照らして不合理か否か、調査や判断の過程に看過しがたい過誤や欠落があったか等の観点から行うべきとしたのに対し、最高裁は、客観的事象としての水俣病のり患の有無という現在又は過去の確定した客観的事実を確認する行為について処分行政庁の判断はその裁量に委ねられるべき性質のものではないとし、裁判所において、経験則に照らして個々の事案における諸般の事情と関係証拠を総合的に検討し、個々の具体的な症候と原因物質との間の個別的な因果関係の有無等を審理の対象として、申請者につき水俣病のり患の有無を個別具体的に判断すべきものと解するのが相当であるとした事例。

(34) 東京地判平成24年3月23日 判例時報2173号28頁

平成22年(行ウ)第38号・第45号から第47号・第375号・第382号から第402号・第404号 各国籍確認請求事件 一部認容、一部棄却(控訴,控訴棄却)

本件は、いずれも日本国籍の父とフィリピン国籍の母との間で嫡出子としてフィリピン国内で出生し、フィリピン国籍を取得したXらが父母等が日本国籍留保の意思表示をしなかったため国籍法12条により出生のときにさかのぼって日本国籍を失ったことから同法は憲法13条及び14条1項に違反し無効であると主張して日本国籍を有することの確認を求め、仮に国籍法12条が無効でないとしてもX1が国籍法17条1項に基づいて国籍取得の届出をしようとした際、届出用紙を交付してくれなかったため提出できなかったが17条1項の国籍取得届出として有効であると解すべきとしてX1が日本国籍を有することの確認を求めた。

本判決は、国籍法12条は憲法13条14条1項のいずれにも違反しないと判断し、国籍法17条は届出という私人の公法上の意思表示が適法にされさえすれば国籍取得の効果が生じる届出制を採用しており、国籍法施行規則が書面主義を採用した趣旨は意思が真意に基づく確実なものであることを確認する等のためであるところ、X1は国籍取得の届出をしたい旨の意思表示をした上で書類を全て提示したことが認められるのであり、本件においてはX1が添付書類を提示して国籍取得の意思表示を明確にした時点で書面による届出がありその届出の時に日本国籍を取得したと認めるのが相当であるとした。

(35)長崎地判平成24年8月27日 判例タイムズ1385号129頁

平成23年(行ウ)第11号 供託金払渡請求却下処分取消等請求事件(一部訴え却下,一部請求棄却・確定)

原告は,AのBに対する請負代金債権を譲り受けたが,譲渡禁止特約があったため,Bは債権者不確知を供託原因として弁済供託をした。原告は,Aを被告として供託金の還付請求権の帰属を争い,勝訴し,勝訴判決正本及び確定証明書を添付して供託金の払い渡し請求をしたが,被告(国)は,Aを差押債務者としてCが供託金の還付請求権を差し押さえていたことから,供託法8条1項及び供託規則24条1項1号に定める還付を受ける権利を有することを証する書面の添付が必要とし,原告の払渡請求を却下した。原告は,同処分の取消等を求めたが,本判決は,差押債権者Cは,差押債務者から独立した利害関係を有すること等を理由に供託金還付請求について利害関係人にあたり,原告が供託金の還付を受けるためには上記規則に定める「還付を受ける権利を有することを証する書面」として,Cの承諾書等を添付する必要があるとし,原告の請求を棄却した。

【社会法】

(36)東京地判平成25年3月28日 裁判所HP

平成21年(ワ)第34497号 不正競争損害賠償等請求事件

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130409132451.pdf>

健康食品の製造,販売及び輸出入等を業とする原告が,原告の元従業員であり,原告を退職後に原告と競争関係にある会社の取締役を務めていた被告に対し,「ユナイテッドミネラルズ社が保有する鉱山は,米国の「採掘特許権(Patented MiningClaim)」が設定されていないがゆえに有用な鉱物を含んでおらず,無価値である」等の各事実を記載した文書を被告が原告の顧客等に対して配布し,又は口頭でその記載内容を告げた行為が,原告の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知又は流布(不正競争防止法2条1項14号)に当たる旨主張して,不正競争防止法3条1項に基づき,被告の上記行為等の差止めを求めるとともに,同法4条に基づき,損害賠償を求める事案。

請求原因の一部については事実が認められるが,事実とは認められない記載との関係では,被告が文書を原告の会員に交付した行為は,原告の営業上の信用を害する虚偽の事実の告知又は流布(不正競争防止法2条1項14号の不正競争行為)に該当するというべきであり,被告の勧誘行為によって,原告からLEJへ移った会員が少なくとも「10人以上はいると思います。...100人いるのかどうかという範疇内は,分らないですね。」と供述しているとおり,被告の行為によって実際に原告の会員を辞めた者が相当数存在すること等に鑑み,被告の不正競争行為により原告が被った信用毀損を慰謝するための慰謝料200万円と弁護士費用20万円が認定された。

【その他】

(37)最三判平成25年4月16日 最高裁HP

平成24年(受)第651号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130416113943.pdf>

(要旨)

Aから債務整理に係る法律事務を受任した弁護士Yが,債務整理に係る法律事務を受任した弁護士が,特定の債権者の債権につき消滅時効の完成を待つ方針を採る場合において,上記方針に伴う不利益等や他の選択肢を説明すべき委任契約上の義務を負うとされた事例

(理由)

本件においてYが採った時効待ち方針は,債務整理の最終的な解決が遅延するという不利益があるばかりか,Dから提訴される可能性を残し,一旦提訴されると法定利率を超える高い利率による遅延損害金も含めた敗訴判決を受ける公算が高いというリスクをも伴うものであった。また,回収した過払金からYの報酬等を控除した残金を用いてDに対する残債務を弁済するという一般的に採られている債務整理の方法によって最終的な解決を図ることも現実的な選択肢として十分に考えられた事情の下では,Yは,委任契約に基づく善管注意義務の一環として,時効待ち方針を採るのであれば,Aに対し,時効待ち方針に伴う上記の不利益やリスクを説明するとともに,回収した過払金をもってDに対する債務を弁済するという選択肢があることも説明すべき義務を負っていたというべきである。

【紹介済み判例】

最一決平成22年5月31日 判例時報2174号127頁

平成19年(あ)第1462号 証券取引法違反被告事件(上告棄却)

法務速報110号25番で紹介済み

最一決平成22年5月31日 判例タイムズ1385号126頁
平成19年(あ)第1462号 証券取引法違反被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20100602105521.pdf>
法務速報110号25番で紹介済み

最一決平成23年1月26日 判例時報2173号144頁
平成19年(あ)第2014号 法人税法違反被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110128103825.pdf>
法務速報118号21番で紹介済み

最一決平成23年1月26日 判例タイムズ1385号123頁
平成19年(あ)第2014号 法人税法違反被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110128103825.pdf>
法務速報118号21番で紹介済み

最一決平成23年1月26日 金法1966号112頁
平成19年(あ)第2014号 法人税法違反被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20110128103825.pdf>
法務速報118号21番で紹介済み

広島高判平成24年2月20日 判例タイムズ1385号141頁
平成22年(ネ)第450号 損害賠償請求控訴事件(変更・確定)
法務速報131号38番で紹介済み

東京高判平成24年5月24日 判例タイムズ1385号168頁
平成23年(ネ)第2636号 譲受債権請求控訴事件(取消,自判・確定)
法務速報142号1番で紹介済み

最二決平成24年7月24日 判例タイムズ1385号120頁
平成22年(あ)第2011号 監禁致傷,傷害被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120726101615.pdf>
法務速報136号19番で紹介済み

知財高判平成24年10月17日 判例時報2174号94頁
平成24年(行ケ)第10056号 審決取消請求事件(認容(確定))
法務速報139号11番で紹介済み

最三判平成24年11月20日 判例時報2174号40頁
平成24年(行ヒ)第20号 行政不服審査法による裁決取消,原処分取消請求事件(破棄自判)
法務速報139号22番で紹介済み

最三判平成24年11月20日 判例タイムズ1385号114頁
平成24年(行ヒ)第20号 行政不服審査法による裁決取消,原処分取消請求事件(破棄自判)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121120112206.pdf>
法務速報139号22番で紹介済み

最三判平成24年11月27日 判例時報2175号15頁
平成23年(受)第1400号 損害賠償請求事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130116112918.pdf>
法務速報139号1番で紹介済み

最二判平成24年12月7日 判例時報2174号21頁
平成22年(あ)第762号 国家公務員法違反被告事件(上告棄却)

法務速報140号20番で紹介済み

最二判平成24年12月7日 判例時報2174号21頁
平成22年(あ)第957号 国家公務員法違反被告事件(上告棄却)
法務速報140号21番で紹介済み

最二判平成24年12月7日 判例タイムズ1385号94頁
平成22年(あ)第762号 国家公務員法違反被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130129093220.pdf>
法務速報140号20番で紹介済み

最二判平成24年12月7日 判例タイムズ1385号94頁
平成22年(あ)第957号 国家公務員法違反被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130129100139.pdf>
法務速報140号21番で紹介済み

最二判平成24年12月21日 判例時報2175号20頁
平成23年(受)第1626号 所有権移転登記手続,持分移転登記抹消登記手続等,持分権確認等請求事件(破棄自判,一部上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130214154534.pdf>
法務速報140号2番で紹介済み

最二判平成24年12月21日 金法1967号110頁
平成23年(受)第392号 再生債権査定異議事件(破棄差戻)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130117153506.pdf>
法務速報140号12番で紹介済み

2. 平成25年(2013年)4月22日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 183 3

公職選挙法の一部を改正する法律

・・・選挙運動期間において,候補者にインターネット等を利用する方法による選挙運動を許すことを定めた法律

・閣法 183 8

所得税法等の一部を改正する法律

・・・試験研究を行った場合の税額控除制度の特例,生産等設備投資促進税制及び所得拡大促進税制の創設等の法人関係税制の改正,所得税の最高税率の引上げ等を定めた法律

・閣法 183 9

関税定率法等の一部を改正する法律

・・・課税標準となる価格の決定に係る規定の整備,暫定関税率の適用期限の延長等を定めた法律

・閣法 183 10

予防接種法の一部を改正する法律

・・・厚生労働大臣による予防接種に関する基本計画の策定,新たにHib感染症,小児の肺炎球菌感染症及びヒトパピローマウイルス感染症を定期の予防接種の対象とすること等を定めた法律

・閣法 183 11

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

・・・平成29年度末までの間,引き続き,株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることを定めた法律

・閣法 183 12

地方税法の一部を改正する法律

・・・個人住民税の住宅借入金等特別税額控除等の延長・拡充,東日本大震災に係る津波により被害を受けた土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置の延長等の復興支援税制の改正等を定めた法律

・閣法 183 13

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

・・・平成25年度分の地方交付税の総額の特例措置,各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用等の改正等を定めた法律

・閣法 183 14

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

・・・国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定すること等を定めた法律

3.4月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

小池信行 監修/吉岡誠一 著 日本加除出版 304頁 2,835円
新戸籍実務の基本講座 渉外戸籍編(2)婚姻・離婚・縁組・離縁・親権・未成年後見・死亡・失踪

大島眞一 著 民事法研究会 412頁 3,675円
完全講義 民事裁判実務の基礎[第2版](下巻)第3部:事実認定 第4部:演習問題

高田 剛 著 商事法務 312頁 3,360円
実務家のための役員報酬の手引き

小林公明 著 税務研究会出版部 1386頁 7,140円
会社法による 役員報酬・賞与・慰労金の実務Q&A 法令・書式・判例のすべて

雨宮則夫/石田敏明/近藤ルミ子 共編 新日本法規出版 490頁 5,040円
相続における承認・放棄の実務 Q&Aと事例

澤野順彦 編 青林書院 528頁 4,935円
実務解説 借地借家法[改訂版]

4.4月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

横田 寛 著 日本加除出版 304頁 2,730円
弁護士・事務職員のための破産管財の税務と手続

法執行研究会 編 商事法務 498頁 5,670円
JLF叢書VOL.21 法はDV被害者を救えるか 法分野協働と国際比較

京野哲也/今井隆一 著 日本加除出版 440頁 3,990円
基礎から実務へ民事執行・保全

伊東博之/木村直人 共著 新日本法規出版 336頁 3,885円
Q&A 特殊な役員の給与・退職金をめぐる税務 非常勤役員・みなし役員・出向役員等

岩出 誠 編集代表/ロア・ユナイテッド法律事務所 編集 民事法研究会 1135頁 9,975円
Q&A人事・労務リスクマネジメント実務全書

5. 発刊書籍の解説

「実務家のための役員報酬の手引き」

役員報酬についての基本的な説明, 役員報酬の決定と変更手続, 業績連動報酬, 非金銭報酬, 退職慰労金, 役員報酬と法人税, ストックオプションなどが具体的に解説されている。

「弁護士・事務職員のための破産管財の税務と手続」

管財税務の経験が豊かな税理士が執筆している。

破産手続開始から終結までの基本的な申告全般の流れ, 時系列に沿った法人破産における税務の具体的事例, 及び破産管財税務に関して実際に著書に寄せられた質問に対する回答などが解説されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。